

## 結婚給付金支給要綱

第1条 岡山県関係職員労働組合連合の組合員であって、結婚した者に対して、金額5,000円の給付金を支給する。

ここでの組合員とは、結婚の事案発生時点で管理職等の範囲であっても過去に組合費を納入した月が1月以上あり、かつ管理職等の範囲から外れた時に組合員に戻る意思がある者を含む。

第2条 給付金を受領しようとする者は、結婚給付金請求書（別記様式）に必要事項を記載し、執行委員長に通知しなければならない。この通知は、結婚の日から3年以内とする。

第3条 この要綱の改廃は執行委員会で決定する。

第4条 この要綱は、1952年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この要綱は、1955年7月1日から改正施行する。
- 2 この要綱は、1965年7月1日から改正施行する。
- 3 この要綱は、1972年7月1日から改正施行する。
- 4 この要綱は、1974年7月1日から改正施行する。
- 5 この要綱は、1979年7月1日から改正施行する。
- 6 この要綱は、1987年7月1日から改正施行する。
- 7 この要綱は、2013年7月1日から改正施行する。
- 8 この要綱は、2021年7月1日から改正施行する。

※請求は組合書記局にお申し出ください。関係書類一式をお送りします。  
(様式のコピー使用不可)

<様式>

## 結婚給付金請求書

<table border="1"><tr><td>給付金</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>						給付金	5	0	0	0	円
給付金	5	0	0	0	円						
支部		分会		職員番号							
名前		旧姓		結婚年月日	年 月 日						
上記のとおり通知します											
年 月 日											
〒											
住 所											
電話番号											
(自署または記名押印)											
<u>組合員名前</u>											
岡山県関係職員労働組合連合執行委員長 殿											
<p>1 給付金は、結婚給付金請求書に必要事項を記載し、通知のあったものに限り給付するものとする。但し、その通知は、事由発生の日から3年以内とする。 (結婚給付金支給要綱第2条)</p> <p>2 給付金は翌月20日頃、労金口座に振り込み、口座のない人については現金支給とする。 (給付時に個人宛通知)</p> <p>※ 手続きに際して取得した個人情報を、個人情報保護法に基づき次のとおり取り扱います。 結婚給付金請求書に記載されている個人情報は、給付金支給の適否に関する範囲に限ってのみ利用し、他の目的には利用しません。</p>											